

社会福祉法人真愛の家

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人真愛の家（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、1日6時間以上かつ1ヶ月16日以上勤務する役員をいう。

3 非常勤役員とは、前項の規定より少ない範囲で勤務する役員をいう。

（役員及び評議員報酬の意義）

第3条 この規程における役員及び評議員の報酬は法人が役員等に対し、役員等としての職務執行の対価として支給するものである。

（報酬の種類）

第4条 報酬の種類は、報酬月額、報酬日額、及び退任慰労金の3種とし、賞与については支給しない。

（役員及び評議員の報酬）

第5条 役員等の報酬は、本規程の支給の基準に従って算定した額を支給する。

（常勤役員の報酬）

第6条 常勤役員の報酬は、報酬月額とする。

2 報酬月額は、別表1に示す額とする。

3 通勤手当は、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当に準じて支給する。

4 常勤役員の報酬は、職員給与の支給日に支給する。

5 常勤役員の報酬から、所得税、社会保険料等および控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の報酬から控除する。

6 常勤役員が、月の途中で就任又は、退任したときの報酬は日割り計算で行うものとする。但し、死亡により退任した場合は報酬月額の全額を支給する。

7 常勤役員が理事会又は評議員会に出席した場合の報酬は報酬月額に含むものとする。

（非常勤理事及び評議員の報酬）

第7条 非常勤理事が理事会又は評議員会に出席した場合並びに、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2に示した報酬日額並びに法人旅費規程別表1に基づく日当以外の旅費を支給する。

2 評議員が評議員会に出席した場合並びに、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2に示した報酬日額並びに法人旅費規程

別表 1 に基づく日当以外の旅費 を支給する。

（監事の報酬）

第 8 条 監事が理事会又は評議員会に出席した場合並びに、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 に示した報酬日額並びに法人旅費規程別表 1 に基づく日当以外の旅費 を支給する。

2 監事が、施設の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合及び、行政による法人指導監査に立会った場合は、別表 3 に示した報酬日額並びに法人旅費規程別表 1 に基づく日当以外の旅費 を支給する。

（役員等の出張）

第 9 条 役員等が理事長の命を受けて出張した場合は、別表 2 に示した報酬日額並びに法人旅費規程に基づく旅費 を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支給することとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（役員等の退任慰労金）

第 10 条 役員等が、定年、任期満了又は、本人の都合で退任した場合は、永年の役員等としての職務執行の慰労として別表 4 に示した 退任慰労金を支給する。

（適用除外）

第 11 条 法人の正職員が兼務する役員は、この規程を適用しない。

（補則）

第 12 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、都度評議員会で決議する。

（改正）

第 13 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成 20 年 12 月 6 日に定め平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 17 年 4 月 1 日から施行した、社会福祉法人真愛の家 役員報酬規程は、これを廃止する。

3 この規程は、平成 29 年 6 月 18 日に一部改正し、同日から施行する。

別表 1

常勤役員報酬月額

役員	報酬月額 (税込み)
理事長	300,000 円
常務理事	250,000 円
理事	200,000 円

別表 2

非常勤役員等の報酬日額

役員	報酬日額 (税込み)
理事長	15,000 円
理事	10,000 円
評議員	10,000 円
監事	10,000 円

別表 3

監事の法人指導及び法人内監査の報酬日額

役員	報酬日額 (税込み)
監事	30,000 円

別表 4

役員等の退任慰労金額

役員等の期間	支給額
5年未満	20,000 円
5年以上15年未満	50,000 円
15年以上	100,000 円